

平成30年5月

地方公共団体 担当部局長 様

一般財団法人 持続性推進機構 (IPSuS)
エコアクション21中央事務局
事務局長 森下 研

エコアクション21認証・登録制度
「平成30年度 自治体イニシアティブ・プログラム」のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃、エコアクション21認証・登録制度につきまして、ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

一般財団法人持続性推進機構エコアクション21中央事務局は、環境省が策定した「エコアクション21 ガイドライン」に基づき、2004年度よりエコアクション21認証・登録制度に係る事業を実施してまいりました。現在、約8,000の事業者様を認証・登録させていただき、中小事業者を主な対象とする我が国を代表する環境認証・登録制度として、一定の社会的な認知を受けております。これも皆様のご協力のお陰と厚く御礼申し上げます。

エコアクション21認証・登録制度は、次のような特徴があります。

- ①中小規模の事業者でも容易に取り組める環境マネジメントシステム
- ②二酸化炭素・廃棄物などの排出量削減の具体的な取組ができ、その結果エネルギーコストなどの削減が可能
- ③環境経営レポートを作成・公表することにより、社会・顧客とのコミュニケーションが図れる
また、国の環境基本計画、地球温暖化対策計画等にも位置付けられている制度です (別添参照)。

今般、ご案内する「平成30年度自治体イニシアティブ・プログラム」は、地方公共団体のイニシアティブのもとに、域内でエコアクション21の認証・登録を目指す事業者を募り、エコアクション21地域事務局が運営する勉強会に参加していただき、講師である審査員の支援を受けることで、より多くの事業者が短期間で効率よくエコアクション21の認証取得を目指す普及プログラムです。

自治体としては、域内の多くの事業者が一斉にエコアクション21に取り組むことにより、地域全体の二酸化炭素排出量、廃棄物排出量などの環境負荷の削減が図られるとともに、事業者の環境への取り組みの支援策としても有効です。さらに、地方公共団体にとっての二酸化炭素排出量削減における具体的な「政策手段」としてご活用いただけるもので、域内の参加事業者の二酸化炭素排出量及び削減量を定量的に把握することもできます。

このプログラムの実施に要する費用(審査員の勉強会講師代など)は、エコアクション21中央事務局が負担させていただくため、特別な予算措置は必要ありません。

本プログラムに関するお問い合わせは、下記の中央事務局またはお近くの地域事務局宛にお願いいたします。

エコアクション21認証・登録制度については、<http://www.ea21.jp> で公表しております。

※これまでのプログラム参加地方公共団体名については、上記中央事務局ホームページ「自治体イニシアティブ・プログラム」を参照ください。

敬具

〔問合せ先〕 エコアクション21中央事務局
(一般財団法人持続性推進機構)
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-14-18-4F
電話 : 03-6418-0370
Email : info@ea21.jp

エコアクション 2 1 認証・登録制度
「平成 30 年度 自治体イニシアティブ・プログラム」実施要領

一般財団法人 持続性推進機構 (IPSuS)
エコアクション 2 1 中央事務局

1. 趣旨・目的

エコアクション 2 1 認証・登録制度の普及促進の一環として、地方公共団体（以下、「自治体」という。）のイニシアティブのもと、プログラムに参加した域内の多くの事業者が一斉にエコアクション 2 1 に取り組むことにより、地域全体の二酸化炭素などの排出量削減、エネルギーコストなどの削減を実現し、併せて「環境経営」の証が得られる仕組みを「自治体イニシアティブ・プログラム」（以下、「プログラム」という。）として展開します。

自治体が、エコアクション 2 1 認証・登録制度を、域内の事業者の二酸化炭素排出量削減などの取組を支援するための有効な政策手段として積極的に活用することにより、エコアクション 2 1 の普及を図るものです。

2. プログラムの概要

エコアクション 2 1 中央事務局（以下、「中央事務局」という。）はエコアクション 2 1 地域事務局（以下、「地域事務局」という。）の協力を得て、実施自治体にエコアクション 2 1 審査員（以下、「審査員」という。）を派遣し、5 以上の参加事業者に、集合形式の勉強会を 4 回～5 回程度開催し、エコアクション 2 1 認証取得までの取組みを支援します。参加事業者は審査員の支援のもと、一斉にエコアクション 2 1 の取組みを実施します。審査員の派遣などプログラム実施に要する費用は、中央事務局が負担します。参加事業者は、約半年後には、認証・登録のための審査を受け、適合が確認されると認証・登録することができます。

3. 実施自治体の募集

(1) 実施自治体の要件など

ア 域内の事業者の二酸化炭素排出量削減等の取組への支援として、エコアクション 2 1 認証・登録制度を有効な政策手段として活用する自治体であって、平成 30 年度内に、域内の 5 以上の事業者が本プログラムに参加し、エコアクション 2 1 に一斉に取り組むことが確実な自治体を対象とします。

イ 5 以上の事業者を確保するため、隣接する自治体と共同で実施することもできます。

ウ プログラムは地域事務局との協力のもと実施しますので、応募検討の段階からお近くの地域事務局にご相談ください。

エ 実施自治体は、5 以上の事業者を確保し、また、これらの事業者が一体として取り組むため、商工会議所など関係団体と協力することが望まれます。

※参加する事業者は、近い業種、業態で同規模の事業者である方が、支援及びアドバイスなどが効率的に実施できると考えられます。

オ 実施自治体自身がエコアクション21または第三者認証を取得しているかどうかは問いませんが、自身もエコアクション21に取り組み、認証取得を目指すことで、地域の事業者に対してより効果的に推進を図ることができると考えられます。

(2) 募集期限

30年度の実施自治体の募集は、30年12月末日までとします。

(3) 応募方法

募集期限までに、以下の書類を中央事務局に提出してください。

- ① 実施申込書（様式1）
- ② プログラムに参加することが概ね確実な事業者のリスト
（事業者名、住所、業種、従業員数等）

※中央事務局ホームページ掲載「申込み用事業者リスト」を使用してください。

※参加事業者が5事業者に満たない場合、または、実施申込書の提出が12月末日を過ぎることが予想される場合は、中央事務局へご相談ください。

(4) その他

事業者プログラムへの参加は無料ですが、プログラムに参加した事業者が認証・登録する場合、認証・登録に係る審査費用及び認証・登録料は事業者の負担となります。なお、認証・登録の手続き、審査費用、認証・登録料について、プログラムに参加しない事業者との間に、差異はありません。

4. プログラムの実施方法及び認証・登録までのスケジュール等

(1) 自治体イニシアティブ・プログラム実施の決定及び事業者説明会の開催

自治体は、イニシアティブ・プログラムの実施を決定し、地元の地域事務局と協働で、エコアクション21の認証取得を希望する事業者を広く募り、プログラムの説明会を開催します。

(2) プログラム参加事業者の確定及びプログラム実施の申込

自治体は、説明会の開催等によりプログラムに参加する事業者を5事業者以上確定し、その事業者リストを添えて、実施申込書（様式1）により中央事務局へプログラムの実施を申し込みます。

(3) 勉強会の開催

① 集合形式の勉強会の開催

実施自治体は地域事務局と協働し、審査員を講師として、参加事業者のエコアクション21認証取得までを支援する集合形式の勉強会を実施します。勉強会は、少人数のグループに分かれて、認証取得までに計4回～5回程度実施します。審査員の講師費用は、中央事務局が負担します。

勉強会では、エコアクション21ガイドラインに基づき、環境負荷把握・環境への取組チェック、環境方針策定、環境目標設定・環境活動計画策定、環境関連法規の取りまとめ等の必要な項目について、講師の審査員のアドバイス及び支援を受けながら、参加事業者が段階的に取り組み、マネジメントシステムを構築していきます。

② 「環境経営レポート」の作成

参加事業者は、審査員のアドバイス及び支援のもと、環境マネジメントシステムを構築・運用し、自らが定めた環境活動計画等に基づき3ヶ月程度取り組み、取組に関する評価及び見直しを行います。そして、その結果を取りまとめて環境経営レポートを作成します。

(4) エコアクション21 登録審査の申込み及び受審

参加事業者は、環境マネジメントシステムを3ヶ月程度運用し、結果を取りまとめた環境経営レポートを作成した後、担当地域事務局へ認証・登録のための登録審査の申込みを行います。そして、担当地域事務局が選任した担当審査員による審査を受けます（勉強会の講師とは別の審査員になります）。

(5) エコアクション21 認証・登録

登録審査が終わると、審査員が作成した審査報告書等に基づき、担当地域事務局の地域事務局判定委員会での内容を審議し、その結果を中央事務局へ送ります。中央事務局では、地域事務局から送られてきた審議結果及び審査報告書等をもとに中央事務局判定委員会での審議を行い、ガイドラインに適合しているかどうかの判定を行います。審議の結果、ガイドラインに適合していると判定された事業者は、認証・登録の手続きに入ります。必要な手続きが終わると中央事務局から事業者へ、認証・登録証が発行されます。

5. プログラム実施報告書の提出

実施自治体は、31年2月末を目途に、プログラム実施報告書（様式2）を一般財団法人持続性推進機構エコアクション21中央事務局にご提出ください。

6. 実施にあたっての留意事項

- ①中央事務局が負担するプログラム実施の費用は、派遣するエコアクション21審査員謝金、旅費、資料代、及びやむをえない事情により自治体の施設を利用できない場合の会場費で、実際の運営を担当する地域事務局と中央事務局が請負契約を締結し、負担します。
- ②但し、中央事務局が負担するプログラム実施の費用は、最終的に認証・登録した事業者数等を基に算出します。従って認証・登録事業者数によっては、全ての費用を負担できない場合があることを予めご承知おきください。
- ③全体説明会、4回～5回程度の勉強会は、原則として全て集合形式（セミナー形式）により実施しますが、会場の手配については、特段のご協力をお願いいたします。また、可能な範囲で自治体の担当者の方のご参加をお願いいたします。
- ④全体説明会の際に、エコアクション21に関して、認証・登録に向けて必要となる作業や取組、審査や認証・登録（費用面も含む）について十分に説明を行う予定ですが、事業者が十分な社内合意等を得ずに参加したり、自らは何ら作業や取組をしなくてもプログラムに参加すれば認証を取得できると誤解して参加することがないように、また、プログラムの途中で参加を取りやめる事業者がでないよう、自治体の側からも、途中で諦めずに、認証取得まで努力するよう働きかけをお願いします。
- ⑤プログラムの実施にあたり、担当する地域事務局と十分な協議、協力の上、実施されるようお願いいたします。
- ⑥その他ご不明な点は、エコアクション21中央事務局までお問い合わせください。

一般財団法人 持続性推進機構（IPSuS）
エコアクション21中央事務局
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-14-18-4F
電話：03-6418-0370 FAX：03-6418-0380
Email：info@ea21.jp
URL：<http://www.ea21.jp>

エコアクション21の環境政策上の位置付け

エコアクション21は、政府の様々な計画の中で持続可能な社会を構築していくうえでの重要な施策の一つとして、位置付けられています。

■第五次 環境基本計画（平成30年4月17日 閣議決定）

第2部 環境政策の具体的な展開

第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開

1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

(1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化

(バリューチェーン全体での環境経営の促進)

『ISO14001 や中堅・中小企業向けエコアクション21 など PDCA サイクルを備えた環境マネジメントシステムについてバリューチェーン全体で導入されることを促進する。』

■「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日 閣議決定）

『第3章 目標達成のための対策・施策 第2節 地球温暖化対策・施策 2. 分野横断的な施策

(2) その他の関連する分野横断的な施策

(d) 事業活動における環境への配慮の促進

(略)

さらに、ISO14001 や中堅・中小企業向けエコアクション21 など PDCA サイクルを備えた環境マネジメントシステムの普及を進め、環境経営の実効性を高めていくとともに、企業における従業員の教育を促すことで、事業活動における更なる環境配慮の促進を図る』

・地方公共団体が構築すべき体制の例としてエコアクション21が記載されました。

同 第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項 1. PDCA を伴った温室効果ガス排出削減の率先実施

都道府県及び市町村は、率先して自らの温室効果ガス排出の抑制に取り組むべきである。その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、温室効果ガス排出の抑制に係る取組の PDCA の体制*を構築し、運営するべきである。以下 (略)

例えば、エネルギーマネジメントシステム ISO50001、環境マネジメントシステム ISO14001、エコアクション21 の認証を取得し、またはこれらに範をとった自らの環境マネジメントシステムを構築・運用することが望ましい。

■国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）基本方針（平成26年2月4日 閣議決定）

4. (2) 産業廃棄物の処理に係る契約

『産業廃棄物の処理に係る契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等を定めた上で、裾切り方式によるものとする。』とし、エコアクション21の認証を取得し、そのなかで必要な取組を行うことにより、評価項目の多くに適合する。

■環境報告ガイドライン 2012 年版（環境省 平成 24 年 4 月策定）

環境報告を始めたばかりの事業者やこれから始める事業者にとってもわかりやすいガイドラインであるように、基本となる部分を明確にした記載にもなっています。さらに、環境配慮などの取組が進んでいない事業者や中小事業者（工場などのサイト単位を含む）にあっては、本ガイドラインや「エコアクション 2.1 ガイドライン」を参考に、可能なところから段階的に取り組むことが望まれます。

■優良産廃処理業者認定制度（平成 23 年 4 月運用開始）

環境省では平成 17 年 4 月 1 日より「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度（優良性評価制度）」を実施し、評価基準は、遵法性、情報公開制及び環境保全への取組みの 3 項目で、このうち環境保全への取組みについてはエコアクション 2.1 等の環境マネジメントシステムの取得が条件となっていました。

平成 22 年度の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）」の改正に基づき、平成 23 年 4 月 1 日からは新たに「優良産廃処理業者認定制度」が創設され、それに伴い、優良性評価制度は同日をもって廃止され、この新制度においても引き続き、5 つある基準のうちの 1 つ「環境配慮の取組」として、ISO14001 やエコアクション 2.1 等の認証を取得することが要件となっています。

■環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）（平成 17 年 4 月 1 日施行）

「国は、中小企業者がその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を容易に行うことができるようにするため、その公表の方法に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」と規定され、その措置の一つとしてエコアクション 2.1 が位置付けられた。